

# 公共工事における週休2日制度の改定について

(令和8年7月改定)

## ○背景

建設業の働き方改革を推進し、建設業が抱える担い手不足や労働環境の改善を図ることを目的として、平成31年度から市が発注する公共工事において週休2日制度を導入しています。

## ○改定内容

- 国の運用改定に準じて、週休2日の達成状況に応じた費用の計上を廃止します。
- 週休2日の達成状況に応じて、工事成績評価における加点及び減点を実施します。

## ○適用日

令和8年7月単価を適用する工事から適用  
(営繕工事における費用計上は、令和8年10月単価適用工事より廃止します。)

## 改定概要

	現行	改定後
費用の計上	<p>達成状況に応じ計上（費用の計上の対象とする工事及び費用の計上方法は特記仕様書で明示）</p> <p><b>【発注者指定方式】</b> 完全週休2日を達成した場合の費用を予め計上し、達成状況が完全週休2日に満たない場合は、達成状況に応じて予め計上した費用を減額</p> <p><b>【受注者希望方式】</b> 達成状況に応じて費用を計上</p>	費用の計上は行わない(※1)
休工日	<p><b>【完全週休2日】</b> 指定不可（土日のみ）</p> <p><b>【月単位の週休2日】</b> 日曜日、土曜日以外の指定も可能</p>	現行どおり
達成状況	<p><b>【完全週休2日】</b> 実施期間内の全ての週で土曜日・日曜日を休工日としていれば達成とする</p> <p><b>【月単位の週休2日】</b> 月単位で現場閉所率を確認し、全ての月で4週8休以上を休工日としていた場合のみ達成とする</p>	現行どおり
工期末月の休工日取得実績書及び週休2日工事実績報告書の提出	工事完成予定日の3週間前までに発注者に提出	工事完成予定日の2週間前までに発注者に提出(※2)
工事成績評価	週休2日工事による工事成績評価は行わない	完全週休2日達成のみ1点加点する 明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合1点減点する

※1：営繕工事は令和8年10月単価適用工事より費用の計上を廃止する。令和8年10月より前の単価を適用した工事については現行どおり費用を計上するものとする。

※2：営繕工事の「発注者指定・補正あり」及び「受注者希望・補正あり」工事については現行どおり、3週間前までに発注者に提出とする。